

平成 27 年度

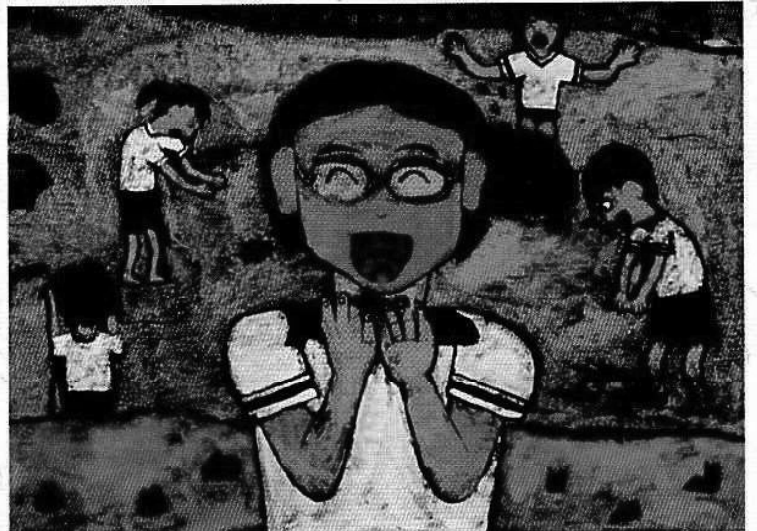
学校教育の重点

～目指す子ども像～

伝統と文化を受け継ぎ、
次代と自らの未来を切り拓く子ども



「たこあげ」
明德幼稚園 5 歳児



「一番につかめた 山の家の魚つかみ」
朱雀第八小学校 5 年 木下 花葉子

平成27年度「学校教育の重点」では、すべての教職員が共有すべき教育理念や、学校教育の基本方針、学校運営の着眼点とともに、平成27年度に取り組む重点項目を示しました。

それぞれの学校・幼稚園において、本指針を踏まえて創意あふれる教育活動を展開するとともに、市民ぐるみ・地域ぐるみの学校づくりを推進し、本市教育のさらなる充実を目指します。

京都市教育委員会

※園児・児童・生徒の学年、年齢は平成26年度在籍時のものです。

目 次

京都市の学校教育 … 1 ページ

- 子ども像** 伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども
- 教職員像** 教育者としての責任を自覚し、確かなビジョンと力量を持つ教職員
- 学 校 像** 市民ぐるみ・地域ぐるみの教育の核となる学校

学校教育の基本指針 … 3 ページ

1 「確かな学力」の育成に向けて

- (1) 確かな学力の育成に向けた視点
- (2) 基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用
- (3) 問題解決的な学習や探究活動の充実
- (4) 言語活動の充実
- (5) グローバル化時代における実践的な英語力の育成
- (6) 理数教育の充実
- (7) ID等支援の必要な子どもの学力向上

2 「豊かな心」の育成に向けて

- (1) 道徳教育の充実
- (2) 豊かな感性・情操を育む教育の充実
- (3) 規範意識の育成
- (4) 支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり

3 「健やかな体」の育成に向けて

- (1) 運動やスポーツの実践と体力の向上
- (2) 保健教育の充実
- (3) 食に関する指導の推進
- (4) 安全教育の充実
- (5) 防災教育・防災管理の充実

学校運営の着眼点 … 9 ページ

- 1 子どもの命を守りきる
- 2 学ぶ意欲にあふれ規律ある学校風土を創る
- 3 社会の変化を見据え、子どものキャリア発達を支援する
- 4 学校の組織力を強化する
- 5 教育者としての自覚と専門性を高める
- 6 小中一貫教育など校種間連携を推進する
- 7 保護者・地域との連携を推進する
- 8 子どもや家庭に対する総合的・継続的支援を行う
- 9 学校評価を活用して、教育活動の改善を図る

平成 27 年度 重点項目 … 14 ページ

子どもの主体性と社会性の育成につながる「言語活動」と「協働活動」

- つけたい力を明確にした「言語活動」
- 自律性と責任感の育成を目指した「協働活動」

京都市の学校教育

京都は1200年を超える長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切に、自由で先駆的な気風を育みながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。「まちづくりは人づくりから」と、町衆（市民）が私財を出し合い、明治2年に日本で初めて、64の地域制小学校（番組小学校）を設立したのも京都である。

このような歴史と伝統を土台に、本市では「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念のもと、市民ぐるみ・地域ぐるみで教育改革を推進し、大きな成果を挙げてきた。

社会の急速なグローバル化、情報化の進展や、少子高齢化、人口減少といった課題が顕在化する今日、多様化する価値観を踏まえて、自ら課題を解決する姿勢と力を子どもに培うことが求められる。今こそすべての教職員が本市教育の伝統と成果を再認識し、英知と情熱を結集して、次代を切り拓く子どもを育てなければならない。

人間形成の理想を求めて、子どものよさや可能性をいかに引き出し、どのような子どもに育てるか、また、そのために学校は何をなすべきか、いつの時代にあってもこれらを追求し、実現することが学校教育の使命である。

また、教育の根底は、「子どもが自ら主体的に学ぶ」ということである。自ら学ぶ意欲と力を持ち、学んだことを生かして課題を克服し、現状を変えていくことができる子どもを育てるために、教職員はもとよりすべての大人が生涯にわたり学び続け、子どもを共に育て、子どもと共に育つという姿を堅持し、個と集団、社会とのかかわりを重視した教育の充実、深化が求められている。

こうした本市教育の理念や伝統のもと、教育に寄せる市民の期待と信頼に応える教育実践をさらに進めるため、京都市の目指す「子ども像」「教職員像」「学校像」を掲げる。

子ども像

伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども

自立して社会の発展に寄与し、広く世界に貢献できる人材を育成することは、普遍的な教育課題である。そして、変化の激しいこれからの社会を生きるためには、生きる力の基礎を培い、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切である。本市では、「確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成」を学校教育の基本指針とし、以下の視点を踏まえ「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども」を育成する。

◆京都で学ぶ強みを生かせる子ども*◆

本市は「歴史都市」「観光都市」「国際都市」「環境先進都市」「ものづくり都市」「大学のまち」等、非常に多様な都市特性を持つ。また、「古都京都の文化財」の世界文化遺産登録をはじめ、「古典の日（11月1日）」の法制化や「和食（日本人の伝統的な食文化）」のユネスコの無形文化遺産登録等は、いずれも本市を中心とした取組が結実したものであり、言い換えると本市は、日本の伝統・文化を日本国内はもとより世界に発信していく使命を担う都市であるといえる。

こうした使命と豊かな学びの環境のもと、各校で進めている伝統文化教育や環境教育、食育、自然体験活動等は、いずれも京都ならではの取組であり、本市教育の誇りでもある。「琳派400年」等の文化芸術や「2020年東京オリンピック・パラリンピック」の開催など、様々な分野で世界から日本が注目されるなか、本市の子どもが、京都・日本の伝統と文化の本質を感じとり、誇りを持って、国内外を問わず広く発信する力と態度を身に付けることを重視しながら、次代と自らの未来を切り拓く子どもを育成する。

*わたしたちの伝統産業 / わたしたちの環境、／わたしたちと地球環境【副読本】／京都市環境教育スタンダード・ガイドライン
歴史都市・京都から学ぶジュニア京都検定テキストブック / 日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集

◆ 社会的・職業的自立を果たす子ども* ◆

近年、自らの将来について夢や希望を見出せない、また、なりたい自分を見失っている若者が増加するなど、学校から社会・職業への円滑な移行や若者の社会的・職業的自立が、社会全体を通じた構造的な課題となっている。本市では、学校教育において、こうした課題に対応するため、継続的・系統的な「生き方探究（キャリア）教育」の実践を重ねてきた。この「生き方探究（キャリア）教育」を軸として、幼稚園から高等学校に至るまで、それぞれの発達の段階に応じ、教育活動全体を通じて「人と共に社会を生きる力」「自分を知り、律する力」「課題を見つけ、解決する力」「夢や希望をつくりあげる力」「社会に貢献する力」を培い、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を追求する子どもを育成する。

* 京都市生き方探究（キャリア）教育スタンダード

◆ 人権文化の担い手となる子ども* ◆

子ども同士、教職員同士、そして、子どもと教職員といった人間関係、また、学校や学年、学級の規律等は、学校における人権教育の基盤となるものである。その基盤が確かなものであってこそ、学校という集団社会で、子どもは自己実現を可能にする力を身に付けることができる。そして、その中で、子どもは、心の底から湧く正義感や公正さを重んじる心を持ち、環境問題や共生社会といった社会的課題にも視野を広げ、自尊感情を高め、お互いを尊重し、認め合うことの大切さを学ぶこととなる。この不断の積み重ねにより、人権という普遍的文化の担い手となる子どもを育成する。

* 《学校における》人権教育をすすめるにあたって

教職員像

教育者としての責任を自覚し、確かなビジョンと力量を持つ教職員

いつの時代も、教職員自身が教育者としての責任を自覚し、子どもへの愛情や慈しむ心を根幹として、確固たる指導力、情報を収集し活用する能力、柔軟な思考力、発想力、創造力といった専門職としての力量を持たなければ、子どもに生きる力を育むことはできない。そして、教職員は常に自己研鑽に励み、他者の評価を謙虚に受け入れる中で、自らをも厳しく見つめ、主体的、計画的な校内研修、校内研究を通じたOJT（On the Job Training 職務遂行を通じた研修）などあらゆる場面において、互いに学び合い互いに高め合うという姿勢でなければならない。いま、学校は様々な教育課題に迅速に対応することが求められている。校長の確かなビジョンのもと、全教職員が常に教育の新しい流れをつかむ先見性を持って実践と検証を積み重ねながら、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく新しい知や価値を創造する能力を高め、本市が目指す「子ども像」の具現化に向け、全力で取り組まなければならない。

* 京都市 OJT 実践ガイドライン（試案）

学校像

市民ぐるみ・地域ぐるみの教育の核となる学校

本市では、今日に至る教育改革の柱として、学校運営協議会、学校評議員、学校評価の取組など、徹底して「開かれた学校づくり」を推進してきた。このことが、学校と家庭・地域との相互の信頼と協働の関係を構築する基盤となっている。

言うまでもなく、子どもにとって家庭は教育の原点である。家庭は温かい人間関係のもとに学習環境を整え、確かな躰により基本的な生活習慣の定着を図るとともに、情操、道徳性等を育む基盤であり、地域は人間関係の基礎や社会的ルールを体験を通して学ぶ場である。学校・家庭・地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、共に教育を進めた結果、全国が注目する今日の本市の学校教育がある。

さらに本市には、大学、企業、NPO等が集積しており、それぞれに活気ある活動が展開されている。既に多くの学校で連携した取組が実践されているが、今後もこうした社会全体との連携が不可欠である。このことで、学校での学びが生きて働く知恵となり、子どもは学校と社会生活のつながりを実感することができる。

また、今日では学校教育のあらゆる場面で、大学生や保護者、地域の方がボランティアとして参画され、学校の心強い応援団となっただけではない。

今後も、学校が核となり、あらゆる大人たちが知恵と力を出し合い、*「京都はぐくみ憲章」等の普及・実践を通して、子どもを共に育むことで、「市民ぐるみ・地域ぐるみの教育」をさらに推し進めなければならない。

* 京都はぐくみ憲章「行動指針」

学校教育の基本指針

～確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成～

1 「確かな学力」の育成に向けて

「確かな学力」

子どもが、基礎的・基本的な知識・技能はもとより、「習得した知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」、さらには、「学ぼうとする意欲（学ぶ喜び・目的意識・課題意識・将来展望等）」、「生涯にわたって学び続ける力（学び方を身に付ける・問題解決能力・自己教育力等）」等を身に付けること。

（１）確かな学力の育成に向けた視点*

- ① 学習活動の基本となる姿勢（学びの約束やルール）を一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりに取り組む。
- ② すべての子どもが「わかる喜びと学ぶ楽しさ」を実感できる、一人一人の個に応じた授業を目指し、常に効果的な指導方法や指導体制の工夫改善を図る。
- ③ 授業において、「学習課題（めあて・目標）」を提示し、その実現のために発達の段階に応じて設定した記録・要約・説明・論述・発表・討論等の言語活動を経て、「学習課題（めあて・目標）」に応じた「まとめ」と「振り返り」を行うことを徹底する。
- ④ 年間を見通して策定した教育課程や教育指導計画のもと、「目標に準拠した評価」や「指導と評価の一体化」のさらなる充実に努める。

*子どもたちの学力向上をめざして

- ・* 幼稚園においては、発達や学びの連続性に重点を置き、子どもの主体的な遊びを通して、興味・関心・意欲を引き出し、好奇心・探究心・思考力・コミュニケーション力・表現力等、小学校以降の学びの基礎力を育む。
- ・ 小中学校においては、小中一貫教育を推進する中で、本市独自の教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導を徹底するとともに、「学力向上プラン」の進捗を検証しつつ、「京都市学習支援プログラム（ジョイントプログラム、学習確認プログラム）」の活用の徹底、授業の改善等、小中学校の緊密な連携のもと、9年間を通じて学力を最大限に伸ばす指導を充実する。
- ・ 高等学校においては、生徒の個性を尊重し、その興味・関心及び適性や希望に応じた進路を保障する取組を進める。また、高校教育の質の確保・向上に向け、「何を教えるか」ではなく「どのような力を付けるか」という視点から、指導内容とともに、学習方法や学習評価の在り方を研究、実践する。
- ・ 総合支援学校においては、「個別の包括支援プラン」を活用し、個に応じた指導を進め、子どもの「生きる力」を育成する。とりわけ、社会で自立するために必要な能力や意欲、態度を育む観点から、地域の企業、大学、福祉施設等と連携して、職場体験活動などのキャリア教育の充実を図る。

*京都市立幼稚園教育課程編成要領

（２）基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用

- ① 各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての子どもに学習基盤の確立を図る。
- ② 知識・技能の習得にあたっては、既習の学習内容との関連付けを重視するとともに、知的好奇心に支えられ、実感を伴った理解となるよう、各教科等において、調べ学習、観察・実験、レポートの作成等の活動を適宜取り入れる。
- ③ 習得した知識・技能を活用し、言語活動を重視した学習活動を展開する中で、思考力・判断力・表現力等を育てる。
- ④* 子どもが発達の段階と特性に応じてＩＣＴ機器等を効果的に活用し、情報の収集・分析・まとめ・発信・伝達等ができるようにするための学習活動を充実させる。

*情報教育スタンダード

（３）問題解決的な学習や探究活動の充実

- ① 子どもの学習意欲を喚起し、知的好奇心や探究心を引き出すとともに、主体的に学習に取り組む能力を身に付けさせるために、各教科や総合的な学習の時間等において、学習の目標と見通しを立て、学習したことを振り返る活動や、学習した内容をさらに深化させる探究活動を充実させる。

- ② 理科教育における観察・実験、総合的な学習の時間における自然体験、社会奉仕体験、職場体験活動、ボランティア活動、生産活動（ものづくり等）といった学習活動を積極的に取り入れる。
- その際、単に知識の習得や受け身の学習活動で終わるのではなく、自ら課題や疑問点を設定し、調べ、解決するプロセスを大切に、探究の過程が繰り返されるように留意する。
- ③ 伝統文化教育、環境教育、食育等の取組においても、学習指導要領の趣旨を踏まえ、それぞれの教育活動の目標やねらいを明確に定めたうえで、体験活動や作業的活動、子ども同士が互いの意見を深め合う活動など、多様な学習形態を取り入れ、主体的に問題解決を図る学習を進める。

（４）言語活動の充実*

- ① 国語科においては、言葉の果たす役割に応じ、的確に理解して、論理的に思考し表現する能力や互いの立場や考えを尊重して伝え合う能力を培うとともに、古典をはじめ、我が国の言語文化に触れて感性や情緒を育む指導の充実を図る。
- ② 各教科等においては、それぞれの目標を実現するための手立てとして、国語科で培った能力を基盤とした、記録・要約・説明・論述・発表・討論等の言語活動を充実させ、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成を図る。また、意図的・計画的な言語活動が行われるよう、各教科等の連携や学年の系統性を重視して各校の教育課程や指導計画の改善を行う。
- ③ 学校図書館を、自ら学ぶ「学習・情報センター」、豊かな感性や情操を育む「読書センター」として活性化させ、計画的に利用すること、また、学習情報源として新聞を計画的に活用することで、子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図る。

*言語活動の充実に向けた研修資料／読書ノート
第3次京都市子ども読書活動推進計画
各教科等における、系統的、計画的な学校図書館の活用

（５）グローバル化時代における実践的な英語力の育成

- ① 京都の素晴らしさや自らの考えを世界に発信できる英語力を育成するため、小・中・高等学校を通じた英語教育の充実を図るとともに、学校生活において日常的に英語に触れる機会や、意図的に英語によるコミュニケーションが求められる環境を創り出すなど、創意工夫を凝らした取組を進める。
- ② *小学校外国語活動では、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しみながら、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。また、言葉だけでなく、ジェスチャーなど言葉によらないコミュニケーションの手段も活用しながら、相手の思いを理解しようとし、自分の思いを伝えたりすることの大切さを実感させることを重視する。
- ③ 中学校外国語科では、小学校外国語活動で育まれたコミュニケーション能力の素地を生かし、増加した授業時間数を有効に活用して「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能を高めるための言語活動をバランスよく充実させるとともに、言語材料の定着を図り、コミュニケーション能力の基礎を養う。
- ④ 高等学校外国語科では、自らの考えや意見を発信・提案するなど、外国語をコミュニケーションの手段として位置付け、積極的に活用する能力を養う。また、すべての学校で「Can-Doリスト」の形で学習到達目標を設定し、4技能をバランスよく評価するための仕組みづくりを行い、指導と評価の一体化を図る。

*小学校英語活動 こんなふうに始めてみよう！（ID）

（６）理数教育の充実

- ① 理科、算数・数学科のそれぞれについて、内容の系統性や小中学校での学習の円滑な接続を踏まえて指導内容の充実を図る。また、子どもがこれらを学ぶことの意義や有用性を実感する機会を持たせ、理数教育への関心を高める。
- ② *理科においては、発達の段階に応じて、知的好奇心や探究心を刺激し、自然に親しみ、目的意識を持った観察・実験を行うことにより、体験と実感を伴った理解を深めるとともに、科学的に調べる能力や態度、科学的な認識、見方、考え方を育成する。
- ③ 算数・数学科においては、発達の段階に応じて、算数・数学的活動を充実させることを通して、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けさせるとともに、数学的な思考力・表現力と学ぶ意欲を育成する。

*京都市理科観察実験支援事業 実施報告書

（７）LD等支援の必要な子どもの学力向上*

- ① 個々の子どもの課題を明確にとらえ、行動面だけでなく学力面への支援を充実させる。そのために、「個別の指導計画」を活用し、子どもの特性を全教職員が正しく理解して、一人一人の子どもが認められる中で、規律ある生活の確立、学びの集団づくり、個に応じたきめ細かな学力向上の取組を推進する。とりわけ、読み書きに支援が必要な子どもについては、できるだけ早期に実態を把握し、ICTの活用など個別に有効な教材の使用や指導方法の工夫により、子どもの実態に応じた適切な支援を行う。

*「個別の指導計画に基づく指導と支援」リーフレット／授業作りに活かす個別の指導計画の作成と運用

2 「豊かな心」の育成に向けて

「豊かな心」

子どもが、「美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性」、「正義感や公正さを重んじる心」、「生命を大切にし、人権を尊重する心」、「他人を思いやる心や社会貢献の精神」、「自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容等の感性」、「道徳的価値を大切にする心」等を身に付けること。

（１）道徳教育の充実*

- ① 共にによりよく生きるために、お互いの生き方や価値観の違いを認め合い、そのよさを伸ばしつつ、共通して守るべきものはしっかりと身に付けていく、「しなやかな道徳教育」の実践を推進する。
- ② 公共心や公德心、生命を尊重する心、感謝する心等の道徳性を育てることをねらいとした活動、自己や人間としての生き方・在り方についての考え・自覚を深め、自己を生かす能力を養うことをねらいとした活動、よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動等を、意図的・計画的に実施する。
- ③ 幼児期には、他の子どもとのかかわりの中で他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを持つて行動できるようにするなど道徳性の芽生えを培う。
- ④ 校長の明確な方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による校内体制を確立し、保護者や地域の人々の参加・協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。特に、道徳の時間については、各時間のねらいを明確にし、多様で効果的な指導方法を工夫して、その充実を図る。
- ⑤ 宿泊・自然体験、職場体験、ボランティア活動等の体験活動や各教科・外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。
特に、児童会・生徒会活動等、子どもの主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己実現につなげる指導を進める。

* 京都市道徳指導資料集「ゆめいっぱい」
中学校道徳実践事例集
長期宿泊自然体験「活動資料集」

（２）豊かな感性・情操を育む教育の充実

- ① 子どもが、乳幼児との触れ合い体験や、身近な動物・植物に親しみ、育てることなどの直接的・具体的体験を通じて命の温もりや尊さを感じたり、また、環境教育等を通して、身近な自然に対して主体的に働きかけ、感じ、考え、活動することで、自然の偉大さへの畏敬の念を抱いたりすることを重視し、豊かな心情を育む取組を充実させる。
- ② 伝統文化に触れ、それらを生み出し、守ってきた人々の長い歴史と、そのすぐれた知恵や技を受け継ぐことの大切さを知ること、また、日本の食文化に触れ、地域の食材や四季の移ろい、年中行事と食のかかわりなど、日本の食文化が実生活に根差していることを感じることを通して、子どもが、自らも伝統や文化を受け継いでいく担い手であることを実感できる取組を充実させる。
- ③ 芸術に関する教育において、楽しさや美しさ、そのよさを味わう活動を充実し、子どもが感性を十分に働かせ、生涯にわたって主体的にかかわっていく態度を育むことが重要である。また、感性と知識を一体化させ、思考、判断、表現する創造的な活動を深め、豊かな情操を養う。
- ④ 京都で学ぶ留学生、地域に住む外国人、海外在住経験者等の協力を得た取組や、海外の学校との交流等を通して、日本のよさを自らの言葉や行動で伝えながら、様々な外国の文化や歴史を尊重する多文化理解や国際協調、国際貢献の精神を養う。

（３）規範意識の育成*

- ① あいさつの励行，学習規律の徹底，基本的生活習慣の確立，児童・生徒会活動における指導等を通して，子どもが望ましい人間関係を築き，集団の一員として協力する態度を育成するとともに，ルールや法の重要性を自覚できる取組を推進する。
- ② いじめ・暴力・性非行等の問題行動に対しては「社会で許されない行為は，学校においても許されない」という毅然とした姿勢で指導を徹底し，積極的に家庭に協力を求めるとともに，そうした行為に対して，子ども同士が正義感を持って指摘し合える風土を醸成する。
- ③ 「京都市いじめの防止等に関する条例」「京都市いじめの防止等取組指針」及び各校において定めるいじめの防止等基本方針に基づき，学校体制として「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を進め，「いじめは絶対に許されない人権侵害である」ことを理解させ，自分の大切さとともに他の人の大切さを認め，人権意識を高める取組を推進する。
- ④ 子どもの自主的な活動や京都府警と連携した非行防止教室の企画・展開等により，社会生活を送るうえで人間として当然持つべき規範意識を確実に身に付けさせる。
- ⑤ 情報モラルの学習は，各教科等の目標と連動しながら進め，情報を活用する場面で情報モラルの視点を持たせた学習活動を行う。特に，情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てる「心を磨く領域」とセキュリティの知識・技術，健康への意識を育てる「知恵を磨く領域」の内容をバランスよく系統的に指導する。
- ⑥ 携帯電話やスマートフォンの普及による急速な情報化が進むなか，教職員がその機能や危険性について正しく理解し，インターネット上での誹謗中傷やいじめ，携帯電話やスマートフォンへの依存，とりわけ性的被害等から子どもを守るとともに，不用意な発信等により，他者を傷つけることがないように，正しい判断力を身に付けさせる。

* 生徒指導部長の実践知 / 規範意識を育む活動プログラム例 / 子どもたちの自己実現に向けて
情報モラル指導カリキュラム / 京都市いじめの防止等取組指針 / 生徒指導ハンドブック

（４）支え合い高め合う集団づくりの推進と絆づくり*

- ① すべての子どもが相手のよさを見つけようと努め，互いに協力し合い，時には互いに指摘をし合って，自己肯定感や自己有用感等の自尊感情を高める中で，自分の力を学級全体のために役立てようとする学級風土を創りあげるとともに，子ども相互のつながりを積極的に支援する。
- ② 全教職員が子どもとの信頼関係をしっかりと築き，そこにいることの喜びを感じることで，まとまりのある集団づくりを積極的に行うことにより，すべての子どもが安心して学習活動ができ，さらに不登校傾向の子どもの登校意欲につながる「心の居場所」づくりを推進する。
- ③ 各校において定めるいじめの防止等基本方針に基づくアンケート等の活用によるいじめ等の兆候の早期発見，学校・家庭・地域が連携した迅速かつ適切な対応及び再発の防止について，全教職員の共通理解を図る。
- ④ 子どもがいじめの問題を自らの問題として考え，その解決の当事者として実践する機会を設けるよう取組の充実を図る。
- ⑤ 子どもの状況や学級実態を的確に把握し，必要に応じて，スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門職との連携や，クラスマネジメントシートの活用を進めるなど，多角的な視点を持って対応する。
- ⑥ すべての子どもが障害についての理解と認識を深め，互いを尊重し共に成長し合う教育を推進する。特に「交流及び共同学習」の実施にあたっては，障害の有無に関わらず，すべての子どもが同じ目標を持って共同で達成する学習の場等を意図的に設定するなど，計画的，組織的に推進する。

* 生徒指導部長の実践知 / 子どもたちの自己実現に向けて / 規範意識を育むほめ方・叱り方
クラスマネジメントシート実施の手引 / 京都市いじめの防止等取組指針

3 「健やかな体」の育成に向けて

「健やかな体」

子どもが、遊びや運動・スポーツ及び望ましい生活習慣の実践を通して、「自らの健康や安全を管理し、生活を改善する力」、「心身の健康を維持し、たくましく生きるための体力」、「意欲や気力といった精神面の充実をとまなび、毎日を明るく生き生きと生活できる力」等を身に付けること。

（１）運動やスポーツの実践と体力の向上

- ① *運動する子どもとそうでない子どもの二極化や子どもの体力低下の傾向を踏まえ、子どもが運動やスポーツを実践する中で、体力や技能を高め、運動することの楽しさや喜び、達成感・成就感等を味わい、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践することができるよう、組織的・計画的な安全管理を徹底したうえで、体育学習及び運動部活動のより一層の充実を図る。
- ② 幼児期には、様々な遊びの中で、興味、関心、能力に応じて全身を使って活動することにより、十分に体を動かす爽快感を体験し、自ら体を動かそうとする意欲を育てる。小中学校及び高等学校においては、学習したことを実生活において生かすことを重視し、自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質や能力を身に付けられるよう、校種間の接続及び発達の段階を意識した指導を行う。
- ③ 新体力テスト等の調査結果の分析をもとに、各校の子どもの体力や運動習慣等における特徴と課題を明確にし、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて、運動能力及び体力の向上に向けた各校の特色ある取組を推進する。
- ④ 体を動かすことが、情緒面や知的な発達を促し、集団的活動や身体表現等を通じてコミュニケーション能力や論理的思考力を育むことにも資することを踏まえ、心と体を一体としてとらえた指導を行うことにより、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。

* 小学校における水泳指導の手引
小学校の水泳指導における安全管理指針
小学校部活動（運動部）運営の手引
子どもに生きる部活動のために

（２）保健教育の充実

- ① 生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成するため、発達の段階に応じて系統性のある指導ができるよう、指導内容の体系化を図る。
- ② 食事、運動、休養・睡眠の調和のとれた生活習慣を身に付けることが、心身の健やかな成長や健康の保持増進につながることを理解させ、「早寝・早起き・朝ごはん」等望ましい生活習慣を自ら実践する力を育てる取組の充実を図り、保護者への働きかけを行う。
- ③ 子どもがけがや病気の原因、予防法を正しく理解し、自分自身の健康を保持・増進しようとする意識と主体的態度を育てる。
- ④ エイズや性感染症、望まない妊娠等の「現代的課題」に対応するため、発達の段階を踏まえて、性について正しく理解させ、性に関して適切な行動選択ができるよう指導を充実する。
- ⑤ 性に関する指導にあたっては、その内容や計画について学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら進めるよう配慮する。
- ⑥ 飲酒、喫煙、薬物乱用の有害性・危険性や医薬品についての正しい知識を身に付けさせるとともに、生涯にわたっての行動に結び付くよう、体育・保健体育、道徳、特別活動等での関連した指導を推進する。

（３）食に関する指導の推進*

- ① 子どもの食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で、みんなと一緒に食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちを育てる。

- ② 心身の健康の保持増進を目指して、学校給食を「生きた教材」として食に関する指導を推進し、望ましい食習慣を養うとともに、安心・安全な食品を選択する力や、食に関わる人々と食物への感謝の心を育てる。
- ③ 和食文化をはじめ、家庭・地域、学識経験者、専門家等と連携した伝統的食文化の継承や「地産地消（知産知消）」を推進するとともに、食生活の改善に向けた意識や関心を培う各校の特色ある取組を推進することにより、食育の充実を図る。
- ④ 食物アレルギーのある子どもの学校生活を安心安全なものにするため、食物アレルギー・アナフィラキシーに対する正しい知識に基づき、「京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引」により、適切な対応がとれるよう、研修の機会を充実させるとともに、保護者との連携を密にしながら、校内組織の整備と関係機関との連携を進める。

* 食に関する指導実践事例集 / 小学校給食の手引き
日本料理に学ぶ食育カリキュラム指導資料集 / 京都市立小学校における食物アレルギー対応の手引

（４）安全教育の充実*

- ① 生涯を通じて安全で活力のある生活を送るための基礎を培うために、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の３つの領域について、学校安全計画に基づき、学校教育活動全体を通じて計画的に指導を行う。
- ② 子ども自身が学校や地域において危険を予測し、適切に行動できる力を育成し、交通事故や水難事故、熱中症、転落事故など、日常生活の中の様々な危険から自分を守るための知識と判断力を身に付けることができるよう、計画的に安全教育の取組を推進する。
- ③ 学校・家庭・地域が連携した自転車安全教室や防災・避難訓練を実施するなど、地域における人と人とのつながりを重視した取組を充実し、安全で安心な社会づくりにつながる取組を進める。

* 学校安全の手引 小学校 / 学校安全の手引 中学校

（５）防災教育・防災管理の充実

- ① 平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災や、平成２５年９月の台風１８号等による本市の甚大な被害を教訓として取組の充実を図る。地震・台風・大雨・火事等の災害は、身近に起こりうるものという考えのもと、これまでの取組及び危機管理マニュアルが現状に適したものになっているかを徹底して総点検し、その結果を取組の改善に生かす。
- ② 校外活動時の災害発生に対しても適切に対応できるよう備える。特に海・山・河川等での野外活動については現地を見を十分に行い、安心・安全な活動に努める。また、災害発生時の避難方法について確認する。
- ③ *学校教育全体を通して防災教育を展開する中で、子どもに自然災害に関する知識を身に付けさせるとともに、危険に際して自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」を育成する。また、子ども自身が災害時に復旧、復興を支えるための「支援者」となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める取組を推進するなど、子どもも教職員も常に安全に対する意識を高く持ち続けることができるよう努める。
- ④ *危機管理マニュアルに基づく研修や訓練を、地域とも連携して実施し、災害発生時における保護者への連絡体制や、子どもの引き渡しの方法等、具体的な対応についても検討する。
- ⑤ 地域防災の拠点として、地域との連携のもと、学校はどうあるべきかを模索し、人と人とのつながりを重視した地域コミュニティの形成や、子どもを共に育む社会的風土の構築を目指す。

* 京都市防災教育スタンダード / 学校防災マニュアル作成指針

【確認！】 ～確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和のとれた育成に向けて～

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」は、密接に関連しており、それぞれの視点が有機的に結びついて初めて子どもに「生きる力」を育成することができる。教育活動を進めるにあたっては、常に三つの指針を関連付けて取組を展開していくことが重要である。

学校運営の着眼点

公教育をめぐるのは、教育委員会制度改革や学習指導要領の改訂に向けた動きなど、大きな変革期を迎えつつあり、これまで全国を牽引する教育改革を進めてきた本市においても、こうした動きを本市教育のさらなる深化の好機ととらえ、大胆な意識改革・行動改革を図る時期にきている。

いま、学校教育に対する期待や求められる役割は多岐にわたるものとなっている。本市では、小中一貫教育を軸とした校種間接続のもと、実践的な英語力の育成、道徳教育の充実、子どものキャリア発達に視点をおいた進路指導、市立高等学校の特色ある教育活動の推進など、社会の変化に対応した教育改革を推進しているところである。

また、「京都市いじめの防止等に関する条例」の施行や、本市にとって痛切の極みである平成24年の小学校プール事故に関する第三者調査委員会報告書の取りまとめを踏まえ、かけがえのない子どもの命を守りきるということの意味を今一度全教職員が真剣に考え抜かなければならない。

校長は、こうした動向の本質をしっかりと見極め、自校の実情を踏まえて、常に一步先を見据えた学校運営を進める舵取り役である。校長の確かな学校経営ビジョン、高い教育目標、校長裁量を最大限に活かした特色ある学校づくりがあってこそ、教職員がやりがいを感じ、持てる力を最大限に発揮できるのである。同時にすべての教職員は、崇高な職務に対する誇りと責任を自覚し、当たり前のことを当たり前実践できているかということを常に振り返りながら、組織の一員として、積極的に学校運営に参画しなければならない。

すべての学校・幼稚園において、「子どもを変える」「学校を変える」強い意識と深い情熱を持って、常に子どもの変容を意識し、取組の結果を検証しながら、組織一体となった教育を推進することを目指し、学校運営の着眼点を以下に示す。

- 1 子どもの命を守りきる
- 2 学ぶ意欲にあふれ規律ある学校風土を創る
- 3 社会の変化を見据え、子どものキャリア発達を支援する
- 4 学校の組織力を強化する
- 5 教育者としての自覚と専門性を高める
- 6 小中一貫教育など校種間連携を推進する
- 7 保護者・地域との連携を推進する
- 8 子どもや家庭に対する総合的・継続的支援を行う
- 9 学校評価を活用して、教育活動の改善を図る

徹する

高める

繋げる

1 子どもの命を守りきる

- ① 子どもが自らの命を断つこと、また、学校事故等により子どもの命が失われることは、絶対にあってはならない。このことを本市の全教職員が心に刻み、「命を大切にする子どもを育成できているか」、「子どもの内面から発せられる様々な声に目と耳を傾けられているか」ということを自ら問い直すとともに、学校全体として、子どもの命を守りきる教職員体制となっているかを今一度検証し、その徹底を図らなければならない。
- ② 子ども一人一人が、大人や友達など、あらゆる人間関係の中で大切にされているという実感を持てること、そして、安心して自分の力を発揮できる場が設定されていること、このことが、真に子どもの「命を守り、育む」学校教育を進めるうえで欠かすことのできない視点であることを全教職員が認識しなければならない。